

いすみさの福祉活動応援助成金要項

(目的)

第1条 泉佐野市社会福祉協議会では、だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、地域にねぎした住民・ボランティアによる活動を奨励する助成を行う。なお当助成は、赤い羽根共同募金の配分金を財源とする。

(助成の対象)

第2条 泉佐野市内を活動の場としている非営利団体が行う市民を対象とした地域福祉活動事業とする。

2. ただし、第2条第1項に該当する場合であっても次に該当する場合は除く。
 - (1) 他団体等から活動費や補助金助成を受けている事業
 - (2) 当助成で新規事業立ち上げ費助成を3年以内に受けている団体で、新規事業立ち上げ費助成を申請する場合
 - (3) 宗教的・政治的活動を目的としている事業
 - (4) 特定の個人または団体等の利益に寄与する事業
 - (5) 反社会的勢力もしくは反社会的勢力と関わりのある団体
 - (6) 嗜好品(酒・たばこ等)を提供する事業
 - (7) その他社協会長が助成対象事業として適当でないと認めたとき

(助成の対象期間)

第3条 申請年度の翌年度の1年間とする。

(助成金の種類)

第4条 助成の種類は下記のとおりとする。

- (1) 新規事業立ち上げ費助成
第2条の対象事業であって、新規事業の立ち上げ費、または、新たな団体立ち上げのための準備資金への助成
- (2) 事業費助成
第2条の対象事業であって、当該事業の必要経費への助成

(対象経費)

第5条 本協議会が認めた当該事業の実施に係る経費を対象とする。

2. 飲食に関わる経費は原則対象としない。ただし、目的によって活動内容に飲食物が伴う経費については対象となる場合がある。
3. 本協議会の審査によって、助成対象経費であっても助成されない場合がある。

(交付額)

- 第6条 事業に対する助成は本協議会が認めた当該事業必要経費の2分の1とし、上限額はそれぞれ下記のとおりとする。
- (1) 新規事業立ち上げ費助成 上限 10万円
 - (2) 事業費助成 上限 5万円
2. 一団体に対する助成は、年度内1種類1回までとする。
3. 交付金は、概算払い及び清算による支払い方法の手続きをとることができる。

(交付の決定)

- 第7条 申請受付期間内の申請を受理後、ボランティアセンター運営委員会において内容を審査し、予算の範囲内で助成を決定する。
2. 助成交付期間は第3条の期間と同じとする。

(申請)

- 第8条 助成希望団体は、下記の申請書類を本協議会が定める申請期限内に本協議会に提出しなければならない。
- (1) 申請書(様式1)
 - (2) 団体基本情報(様式2)
 - (3) 事業実施計画書(様式3)
 - (4) 事業予算書(様式4)
 - (5) 前年度決算書(新規事業助成の場合は除く)
 - (6) 役員名簿等
 - (7) 規約又は会則
 - (8) その他会長が認める書類

(実施報告)

- 第9条 助成決定を受けた団体は当該事業終了後、1カ月以内に下記の報告書類を本協議会に提出しなければならない。
2. ただし、3月に事業を実施する場合に限り、15日以内に提出をしなければならない。
- (1) 実施報告書(様式5)
 - (2) 決算書(様式6)
 - (3) 領収書の写し又はこれに代わるもの
 - (4) その他会長が必要と認める書類

(事業の変更)

第10条 申請団体は助成金の交付決定を受けた後において申請内容を変更した場合、助成金の全額又は一部を返戻しなければならない。また、すみやかに本協議会まで連絡し、(様式7)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 社協会長は助成金の交付決定を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき
- (2) その他社協会長が助成金の交付が適当でないと認めたとき

(事業の公表等)

第12条 助成を受けた団体は、本協議会広報誌等での助成該当事業の公表及び赤い羽根共同募金活動の協力依頼に応じ、地域住民に赤い羽根共同募金の理解を深めるよう努めること。

付則：この要項は、令和3年4月8日より施行する。